資料2―4

Ⅲ　地域密着型サービス

可能な限り、自宅や住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が第３期計画（平成 18 年度）からスタートしました。第５期計画からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の２つのサービスが加わり、平成 28 年度から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、現在９つの地域密着型サービスが提供可能となっています。

これらのサービスについては、サービス事業者の指定は、地域密着型サービスを行う事業所ごとにその申請により市町村長が行うこととなっています。

≪地域密着型サービスの種類≫

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護認定者	要支援認定者	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護を実施
認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）	○	○	29 人以下が登録し、様態に応じて 18 人以下が通い（デイサービスや訪問介護）、９人以下が泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）	○	○（要支援2のみ）	認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴等の介護や機能訓練を行う（グループホーム）
地域密着型特定施設入居者生活介護	○	×	29 人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29 人以下が入所できる小規模の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う
地域密着型通所介護	○	×	利用定員 18 人以下の通所介護（平成 28 年度から地域密着型サービスに移行）

※夜間対応型訪問介護と地域密着型特定施設入居者生活介護は、第９期計画においてサービス提供見込みがありません。

引用元:第9期 高齢者保健福祉計画 介 護保険事業計画（令和6～8年度）